

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：富士ロードサービス株式会社（法人番号5080101009548）  
業者の住所：静岡県富士市依田橋388-1

2. 指名停止措置期間：令和6年10月24日から令和6年11月6日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）

### 4. 事実概要：

上記有資格者は、伊東市発注の「令和5年度湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、施工体制の著しい不備により、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故を発生させたことにより、上記有資格者及び上記有資格者役員が、令和6年6月4日に静岡地方検察庁沼津支部から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年7月9日に熱海簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

### 指名停止措置要領付表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内